政策企画室　7月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年7月10日	令和8年7月23日	市政改革室の弁明書（令和8年7月9日付大市第18号）には次の記載があります。 案件番号25-03375の「市民の声」の申出内容の考慮にあたっては、当該「市民の声」が一貫して特定の業務を対象としていること、当該特定の業務への運営方法に対する独自の見解の表明が中心であり、かつ見解の趣旨が同様であることに加え、当該「市民の声」よりも以前の「市民の声」も含めた一連の内容もふまえ、対象業務、専門性、反復性等を総合的に勘案し、申出人が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものである これに基づき、以下の公文書の公開を請求します。 2.「元本市職員が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ」であることを理由に、市民の声としての取り扱い対象から除外（情報提供等への切り替えを含む）することの、法的、制度的根拠、または大阪市としての運用基準・マニュアル等が示された一切の文書。	**不存在**	号	政策企画室	広聴担当
令和8年7月13日	令和8年7月27日	市民局の弁明書（令和8年7月9日付大市民第255号）には次の記載があります。 上記第1.2で示した案件番号の「市民の声」の個々の申出内容の考慮にあたっては、これらの「市民の声」が一貫して特定の業務を対象としていること、当該特定の業務への運営方法に対する独自の見解の表明が中心であり、かつ見解の趣旨が同様であることに加え、上記第1.2で示した「市民の声」よりも以前の「市民の声」も含めた一連の「市民の声」の内容もふまえ、対象業務・専門性・反復性等を総合的に勘案し、申出人が在職中 に関与し、得た知見や経験に基づく内容であると判断したものである。判断にあたってはこれまでに本市に蓄積されている「市民の声」そのものを見て行えるものであり、「個々の申出内容を考慮して対応し」たのかが分かる文書はそもそも作成していないため、不存在である。よって、審査請求人の『どのように「個々の申出内容を考慮して対応し」たのかが分かる文書が不存在であるはずがない』旨の主張は、審査請求人の一方的な期待に過ぎない。 これに基づき、以下の公文書の公開を請求します。 3.「元本市職員が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ」であることを理由に、市民の声としての取り扱い対象から除外（情報提供等への切り替えを含む）することの、法的、制度的根拠、または大阪市としての運用基準・マニュアル等が示された一切の文書。	**不存在**	号	政策企画室	広聴担当
令和8年7月17日	令和8年7月30日	市民の声　処理票（受付番号：25-09218）	**公開**	号	政策企画室	広聴担当
令和8年7月25日	令和8年8月7日	以下の公開請求を行いました。 ---------- 市政改革室の弁明書（令和8年7月9日付大市第18号）には次の記載があります。 案件番号25-03375の「市民の声」の申出内容の考慮にあたっては、当該「市民の声」が一貫して特定の業務を対象としていること、当該特定の業務への運営方法に対する独自の見解の表明が中心であり、かつ見解の趣旨が同様であることに加え、当該「市民の声」よりも以前の「市民の声」も含めた一連の内容もふまえ、対象業務、専門性、反復性等を総合的に勘案し、申出人が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものである これに基づき、以下の公文書の公開を請求します。 2.「元本市職員が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ」であることを理由に、市民の声としての取り扱い対象から除外（情報提供等への切り替えを含む）することの、法的、制度的根拠、または大阪市としての運用基準・マニュアル等が示された一切の文書。 ---------- これに対して政策企画室は不存在決定(令和8年7月23日付大政第e-56号)を行いました。 不存在理由は次のとおりとなっています。 「『元本市職員が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ』であることを理由に、市民の声としての取り扱い対象から除外(情報提供等への切り替えを含む)することの、法的、制度的根拠、または大阪市としての運用基準・マニュアル等が示された一切の文書」については、公職者からの口頭の要望等については「要望等記録制度」で取り扱うことが明記されているが、それ以外に公職者のご意見・お問い合わせ等の方法について明文化されているものは存在せず、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 政策企画室は過去に以下の二通のメールを送信しています。 メール1 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和７年６月９日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申しあげます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年６月９日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 今後とも、大阪市政へのご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。	**不存在**	号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 （7条該当号）	担当局	担当
		メール2 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 先日は、足元の悪い中来庁いただきありがとうございました。 その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。 また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 （続く） （続き） 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しくご選択いただきますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 このメールには ・「公職者におかれましては、『市民の声入力フォーム』によりお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします」 ・「面談・電話もしくは各所属のお問い合わせフォームによりお寄せいただきますようお願いいたします」 等の記載があります。 しかし、上記の不存在理由には「公職者のご意見・お問い合わせ等の方法について、口頭の『要望等記録制度』以外に【明文化されているものは存在しない】と明記されています。 1.「公職者のご意見・お問い合わせ等の方法について明文化されたものは存在しない」にもかかわらず、特定の申出人に対し「市民の声入力フォーム」の利用を遠慮させ、別の窓口（各所属フォームや電話等）を指定する等の運用・行政指導を行うことの、法的・制度的根拠、または事務処理上の基準・取り扱い指針が示された一切の文書を公開してください。 不存在理由は、「口頭以外の方法による公職者の申出について、その取り扱い方法が明文化されたものは存在しない」と解釈することも可能です。 しかし、大阪市の「職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則」の第3条第2号では 当初から文書又は電磁的記録に記録されている要望等 はこの規則を適用しないと規定されています。 一方、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」では、「市民の声」として取り扱わないものとして以下が列挙されています。 １　各事業の簡易な問合せや市に寄せられる情報提供・通報 ・催し物の開催日時や場所などの問合せ ・証明書の発行や各種届出等の手続きの説明 ・ポスターが剥がれているなど速やかに対応することで解決するものなど ２　申出人と本市との間で係争中のものや同案件について判決のあったもの ３　市長や所属長の個人的な意見・見解について聞きたい等、区政・市政に関する内容でないもの ４　営利・営業を目的とするもの ５　個人または団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反した内容などが明白なもの ６　市民の声として説明責任を果たしたうえで、なお同一申出人から同一内容の申出が繰り返し寄せられたもの ※所管所属は、職員基本条例第４条第４項に基づき、説明責任を果たすことに努めなければならない。 ７　判読不能なもの ８　独立行政法人、国または府・警察、公社・公団等の所管に関するもの ９　その他、他の事業に取り扱いの規定があるもの 「要望等記録制度」に該当するものについては9で市民の声から除外されるということですが、「要望等記録制度」に該当しないものについては、1 から8に該当しない限り、「市民の声」制度で取り扱われるはずです。 2. 「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の除外規定（1から9）に明記のない「公職者（退職者含む）」からの申出であることを理由に、「市民の声」制度の処理対象から除外（または取扱いの切り替え）を行うことの法的・制度的根拠、または運用基準が示された一切の文書。 上記の政策企画室のメールについて、 3.上記電子メール（令和7年6月9日以降の取扱いに関する案内等）に記載された指導内容・主張の根拠となる法令、条例、規則、要綱、マニュアルまたは内規等の一切の文書を公開してください。 4.上記電子メールの記載内容（「市民の声」からの除外方針や利用窓口の指定等）を決定・作成するにあたり、政策企画室内部または他部署との間で行われた協議内容、検討経緯、決裁過程が記録された一切の文書（電子メール、起案文書、復命書、会議録、打ち合わせメモ等を含む）を公開してください。 なお、3.及び4.について、過去にR7.6.11付決裁文書「公職者への連絡について」が公開されていますが、この文書には送信する文案が記載されているだけで、記載内容の根拠は一切記載されていません。 当該決裁に至る検討経緯や文案の根拠が確認できる文書を対象とします。 （続く） （続き） 大阪市の「説明責任を果たすための公文書作成指針」の 1-(2)-ウでは次のとおり規定されています。 ウ　意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合は事後に作成すること 意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合は、当該意思決定をした後速やかに公文書を作成しなければならない。 例えば、施策決定が当該決定権限を有する者のトップダウンによる方式で行われた場合においても、事務事業の実績を合理的に跡付け、検証をし、市民への説明責任を果たすために、決裁文書等の公文書の作成が必要なことは当然である。 逆に言えば、意思決定と同時に公文書を作成することが困難ではない場合には、事務事業の実績を合理的に跡付け、検証をし、市民への説明責任を果たすための文書は当然作成されているはずです。 説明責任が果たせるだけの文書を公開してください。				